

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人草津保育園（以下「法人」という。）の定款第五条および第一五条に規定する役員（理事、監事）、評議員および定款第六条に規定する評議員選任・解任委員の外部委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬は、役員等の出席（法人・施設運営のための業務を含む。）回数に対し次のとおりとし、必要の都度支払うものとする。

理事、監事	1回	6,500円
評議員	1回	6,500円
評議員選任・解任委員の外部委員	1回	6,500円

(費用弁償)

第3条 役員等が法人の業務（研修会又は会議）のために出張したときは、次の通り、その費用を弁償する。

日当	1日につき	3,000円
宿泊料	1泊につき	15,000円

2 前項に定める額のほか、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額を支給する。

(公表)

第4条 この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の決議を要する。

付 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。
（ただし、平成17年4月1日にさかのぼり適用する。）

付 則

この規程は、平成28年11月26日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年12月6日から施行する。